



福島医発第 680 号 (地)

令和 6 年 5 月 31 日

各 医 師 会 長 殿

福 岡 県 医 師 会

会 長 蓮 澤 浩 明

(公 印 省 略)

令和 6 年度におけるデータ提出加算 (A245) 及び
外来データ提出加算等の取扱いについて

令和 6 年度におけるデータ提出加算 (A245) 及び外来データ提出加算等の施設基準等につきましては、「基本診療料の施設基準等及びその届出に関する手続きの取扱いについて (令和 6 年 3 月 5 日付け保医発 0305 第 5 号)」並びに「特掲診療料の施設基準等及びその届出に関する手続きの取扱いについて (令和 6 年 3 月 5 日付け保医発 0305 第 6 号)」に示されておりますが、今般、別添のとおり具体的な手続き等の取扱いについて厚生労働省保険局医療課より事務連絡が発出された旨、日本医師会より通知がありました。

つきましては、貴会会員への周知方よろしくお願い申し上げます。

なお、

- 1) 今年度は診療報酬改定の施行時期が見直されるため、「基本診療料の施設基準等及びその届出に関する手続きの取扱いについて」並びに「特掲診療料の施設基準等及びその届出に関する手続きの取扱いについて」は、令和 6 年 5 月 31 日までは旧通知が適用されますのでご注意ください。
- 2) データ提出加算 (A245) 及び外来データ提出加算等に関する説明会動画については、後日、下記ホームページに掲載予定となっております。
- 3) 本件につきましては、日本医師会ホームページのメンバーズルーム中、医療保険の「診療報酬改定に関する情報<令和 6 年度>」に掲載を予定されております。

記

<説明会動画について>

○データ提出加算 (A245)

➤ 掲載 URL : https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_39945.html

○外来データ提出加算等

➤ 掲載 URL : https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_39991.html

以上

小郡三井医師会より

医療保険担当理事 肥山淳一郎
会長 島田昇二郎

日医発第379号（保険）

令和6年5月21日

都道府県医師会
社会保険担当理事 殿

日本医師会常任理事

長 島 公 之

（公 印 省 略）

令和6年度におけるデータ提出加算（A245）及び外来データ提出加算等の取扱いについて

令和6年度におけるデータ提出加算（A245）及び外来データ提出加算等の施設基準等につきましては、「基本診療料の施設基準等及びその届出に関する手続きの取扱いについて（令和6年3月5日付け保医発 0305 第5号）」並びに「特掲診療料の施設基準等及びその届出に関する手続きの取扱いについて（令和6年3月5日付け保医発 0305 第6号）」に示されておりますが、今般、別添のとおり具体的な手続き等の取扱いについて厚生労働省保険局医療課より事務連絡が発出されましたので取り急ぎご連絡申し上げます。

なお、今年度は診療報酬改定の施行時期が見直されるため、「基本診療料の施設基準等及びその届出に関する手続きの取扱いについて」並びに「特掲診療料の施設基準等及びその届出に関する手続きの取扱いについて」は、令和6年5月31日までは旧通知が適用されますのでご注意ください。

また、データ提出加算（A245）及び外来データ提出加算等に関する説明会動画については、後日、下記ホームページに掲載予定となっております。

○データ提出加算（A245）

➤ 掲載URL：https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_39945.html

○外来データ提出加算等

➤ 掲載URL：https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_39991.html

本件につきましては、日本医師会ホームページのメンバーズルーム中、医療保険の「診療報酬改定に関する情報 ＜令和6年度＞」に情報掲載を予定しております。

つきましては、貴会会員へのご対応等、よろしくお願い申し上げます。

【添付資料】

- ・令和6年度における「データ提出加算（A245）」の取扱いについて
（令6.4.30 事務連絡 厚生労働省保険局医療課）
- ・令和6年度における外来データ提出加算等の取扱いについて
（令6.4.30 事務連絡 厚生労働省保険局医療課）

事 務 連 絡
令和 6 年 4 月 30 日

各地方厚生（支）局医療課 御中

厚生労働省保険局医療課

令和 6 年度における「データ提出加算（A245）」の取扱いについて

「基本診療料の施設基準等及びその届出に関する手続きの取扱いについて（令和 6 年 3 月 5 日付け保医発 0305 第 5 号。以下「施設基準通知」という。）（※）」の別添 3 の第 26 の 4 において、区分番号「A 2 4 5」データ提出加算の施設基準等が定められているところですが、令和 6 年度におけるデータ提出加算に係る具体的な手続き等の取扱いは下記のとおりとしますので、貴管下の保険医療機関等の関係者に周知いただきますようお願いいたします。

※ 診療報酬改定の施行時期見直しのため、「基本診療料の施設基準等及びその届出に関する手続きの取扱いについて」は、令和 6 年 5 月 31 日までは旧通知（令和 4 年 3 月 4 日付け保医発 0304 第 2 号）が適用されますので、ご注意ください。

なお、令和 6 年度診療報酬改定において、区分番号「A 1 0 3」の「1（10 対 1）」及び「2（13 対 1）」精神病棟入院基本料、区分番号「A 3 1 1－2」精神科急性期治療病棟入院料、区分番号「A 3 1 1－4」児童・思春期精神科入院医療管理料に係る施設基準の 1 つとしてデータ提出加算の届出が追加されたため、引き続き当該入院料を算定するためには、経過措置期間中である令和 8 年 5 月 31 日までにデータ提出加算の届出を行う必要があることにご留意ください。

記

- 1 データ提出加算の届出を希望する病院であって、令和 6 年 6 月 1 日時点で D P C 対象病院又は D P C 準備病院でない病院

（1）必要な届出等の流れについて

- ① 当該病院は、施設基準通知に定める様式 40 の 5 を、令和 6 年 5 月 20 日、8 月 20 日、11 月 20 日、令和 7 年 2 月 20 日までに地方厚生（支）局医療課長を経由して厚生労働省保険局医療課長に届け出ること。
- ② 様式 40 の 5 の届出を行った病院は、当該届出の期限となっている月の翌月から起算して 2 月分（当該届出の期限が令和 7 年 2 月 20 日である場合のみ、当該届出

の期限となっている月を含む2月分)の試行データを作成し、DPC調査事務局に提出すること。なお、厚生労働省保険局医療課(以下「保険局医療課」という。)が様式40の5を受領した後、DPC調査事務局より試行データ作成に係る案内を電子メールにて送信するので、これに従って試行データを作成すること。

③ 保険局医療課は、DPC調査事務局に提出された試行データが適切に作成及び提出されていることを確認した場合は、データ提出の実績が認められた保険医療機関として、DPC調査事務局を通じて保険局医療課から事務連絡(以下「データ提出事務連絡」という。)を当該医療機関の担当者あてに電子メールにて送信する。あわせて、地方厚生(支)局医療課長等あてにデータ提出の実績が認められた保険医療機関を通知するとともに、当該通知を厚生労働省のホームページへ公表する。

④ データ提出事務連絡を受けた保険医療機関は、施設基準通知に定める様式40の7を用いて地方厚生(支)局に届出を行うことで、データ提出加算を算定することができる。なお、入院データのみ提出する場合はデータ提出加算1及び3、入院データ及び外来データを提出する場合はデータ提出加算2及び4を届け出ること。

⑤ 様式40の7の届出を行った病院は、算定が開始される月の属する四半期(※)からデータを作成(以下「本データ」という。)し、DPCの評価・検証等に係る調査(退院患者調査)実施説明資料(以下「調査実施説明資料」という。)において指定する期日及び方法により、DPC調査事務局に提出する。様式40の7と本データ作成開始四半期は以下の表を参照すること。

(※) 第一四半期は診療報酬改定の施行月を除く2月分であり、第二四半期は診療報酬改定の施行月を含む4月分となるため留意すること。特に初回の届出となっている5月31日までに様式40の7が受理された場合についての作成すべきデータの扱いについては上記の限りではないため留意すること。

様式40の7 受理日	算定 開始月	本データ作成 開始四半期	本データ 提出期限 (配送)	本データ 提出期限 (オンライン)
～5月31日(金)	6月～	4月、5月	7月22日(月)	7月23日(火) 12時00分00秒まで
～6月3日(月)	6月～	6月～9月分	10月22日(火)	10月23日(水) 12時00分00秒まで
～7月1日(月)	7月～			
～8月1日(木)	8月～			
～9月2日(月)	9月～			
～10月1日(火)	10月～	10月～12月分	1月22日(水)	1月23日(木) 12時00分00秒まで
～11月1日(金)	11月～			
～12月2日(月)	12月～			
～1月6日(月)	1月～	1月～3月分	4月22日(火)	4月23日(水)

～ 2 月 3 日（月）	2 月～			12 時 00 分 00 秒まで
～ 3 月 3 日（月）	3 月～			

（２）試行データの作成及び提出方法について

本データに準じた取扱いとするため、提出用データの作成及び提出方法については、調査実施説明資料をよく参照すること。また、試行データの作成対象月及び提出に係るスケジュール等を以下の表にまとめたので、併せて参照すること。なお、データ提出加算 2 及び 4 の届出を希望する病院であっても、試行データにおいては、外来 E F 統合ファイル及び K ファイルの作成は必要ない。また、入院 E F 統合ファイルは、試行データ作成対象月の入院症例全てについて作成すること。

	様式 40 の 5 届出期限	試行データ 作成対象月	様式 1 の作成対象症例		提出期限
			入院日	退院転棟日	
第 1 回目	5 月 20 日	6 月、7 月	6 月 1 日入院～	6、7 月退院転棟	8 月 22 日
第 2 回目	8 月 20 日	9 月、10 月	9 月 1 日入院～	9、10 月退院転棟	11 月 22 日
第 3 回目	11 月 20 日	12 月、1 月	12 月 1 日入院～	12、1 月退院転棟	2 月 22 日
第 4 回目	2 月 20 日	2 月、3 月	2 月 1 日入院～	2、3 月退院転棟	4 月 22 日

※ 第 4 回目の試行データのみ、作成対象月が様式 40 の 5 届出期限の月を含めた 2 月分になっていることに注意すること。

なお、調査実施説明資料に記載する様式 1 以外のデータ作成については下記の通り。

- ・様式 3 は、試行データ作成対象月各月 1 日時点の病床等の情報を入力すること。
- ・様式 4 は、試行データ作成対象月に退院した症例全て作成すること（自費患者等も含める）。
- ・入院 E F 統合ファイルは、試行データ作成対象月入院中の症例の医科保険診療項目等を作成すること。
- ・H ファイルは、試行データ作成対象月の作成対象病棟入院症例の重症度、医療・看護必要度情報を作成すること。

（３）本データの作成及び提出方法について

本データの作成等は、保険局医療課が様式 40 の 7 を受理した後、D P C 調査事務局から本データ作成等に関する案内が電子メールにて配信されるため、当該連絡に従い本データを作成すること。その際の作成及び提出方法については、調査実施説明資料をよく参照すること。なお、「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について」（令和 6 年 3 月 5 日付け保医発 0305 第 4 号）に定めるとおり、データの提出（データの再照会に係る提出も含む。）に遅延等が認められた場合は、当該月の翌々月において、データ提出加算を算定することができないため、十分注意すること。なお、遅延等とは調査実施説明資料に定められた期限までに、D P C 調査事務局宛に当該医療機関のデータが提出されていない場合（提出時刻が確認できない手段

等、調査実施説明資料に定められた提出方法以外の方法で提出された場合を含む。）、提出されたデータが調査実施説明資料に定められたデータと異なる内容であった場合（データが格納されていない空の媒体が提出された場合を含む。）をいう。ただし、「A207」診療録管理体制加算1の届出を行っている保険医療機関において、サイバー攻撃により診療体制に甚大な影響等が発生し、データを継続的かつ適切に提出することが困難である場合は、この限りでない。

また、様式1は、本データ作成開始対象の該当四半期月の初月の1日以降の入院症例であって、本データ作成対象月の退院転棟症例について作成すること。

（例）令和6年5月20日までに様式40の5の届出を行い、6月及び7月の試行データ提出等を経て9月末日までに様式40の7の届出を受理された病院は、10月から12月の本データを作成することとなるが、当該データ（様式1）は、令和6年10月1日以降に入院し、10月から12月に退院転棟した患者を対象とする。

2 データ提出加算の届出を希望する病院であって、令和6年6月1日時点でDPC対象病院又はDPC準備病院である病院

「その他病棟グループ」に係る入院基本料等の届出を行っていないDPC対象病院又はDPC準備病院として提出しているデータの内容と、本データとの内容に相違が生じない場合に限り、様式40の7の届出のみを行うことで当該加算を算定できる。

ただし、様式40の7の届出をする前に様式40の8の届出実績がある病院及び令和6年5月31日時点でDPC対象病院又はDPC準備病院であってデータ提出加算の届出を行っていない病院については、次の手続きによること。

① 当該病院は、様式40の5を、地方厚生（支）局医療課長を経由して厚生労働省保険局医療課長に届け出ること。

当該届出を行った病院は、当該届出が地方厚生（支）局に受理された月の属する四半期分のデータを提出する際には、通常DPC対象病院又はDPC準備病院として提出しているデータ（全病棟）を作成し、DPC調査事務局に提出すること。なお、このデータを試行データとして見なすため、提出期限は通常のスケジュールと同様である。

② 保険局医療課は、DPC調査事務局に提出されたデータが適切に作成及び提出されていることを確認した場合は、データ提出の実績が認められた保険医療機関として、DPC調査事務局を通じて保険局医療課よりデータ提出事務連絡を当該医療機関の担当者あてに電子メールにて送信する。あわせて、地方厚生（支）局医療課長等あてにデータ提出の実績が認められた保険医療機関を通知するとともに、当該通知を厚生労働省のホームページへ公表する。

③ データ提出事務連絡を受けた保険医療機関は、様式40の7を用いて地方厚生（支）局に届出を行うことで、データ提出加算を算定することができる。なお、入院デー

タのみ提出する場合はデータ提出加算 1 及び 3、入院データ及び外来データを提出する場合はデータ提出加算 2 及び 4 を届け出ること。

- ④ 様式 40 の 7 の届出を行った病院は、当該届出が受理された月の属する四半期分からその他病棟グループを含めたデータを作成し、調査実施説明資料において指定する期日及び方法により D P C 調査事務局に提出すること。

3 データ提出加算 1 及び 3 から加算 2 及び 4 への変更を希望する病院

- (1) データ提出加算 1 及び 3 から加算 2 及び 4 への変更を希望する病院は、様式 40 の 7 を用いて届出を行うこと。
- (2) 算定が開始される月の属する四半期分から外来 E F 統合ファイル分も含めたデータを作成し、調査実施説明資料において指定する期日及び方法により D P C 調査事務局に提出すること。
なお、データ提出加算 2 及び 4 の届出を行っている病院が、外来データを提出しないものとして、データ提出加算 1 及び 3 へ届出を変更することはできない。

4 その他留意事項等

- (1) 様式の提出先については、以下のとおりであること。
 - ①「様式 40 の 5」
病院の所在地を管轄する地方厚生（支）局医療課
 - ②「様式 40 の 7」
病院の所在地を管轄する地方厚生（支）局各都府県事務所又は指導監査課
 - ③「様式 40 の 8」
病院の所在地を管轄する地方厚生（支）局医療課
- (2) データ提出加算に係る施設基準は、様式 40 の 5 の届出時点で満たすことは必須ではなく、様式 40 の 7 の届出時点で満たしていれば良いこと。
- (3) 当該調査年度において、データ提出の遅延等が累積して 3 回認められた場合には、3 回目の遅延等が認められた日の属する月に速やかに変更の届出（様式 40 の 8 の提出）を行うこととし、当該変更の届出を行った日の属する月の翌月から算定できなくなる。この場合、データ提出加算の届出が施設基準の 1 つとなっている入院料についても算定できなくなるため十分に注意すること。なお、「遅延等」の考え方は 1 の（3）と同様である。
- (4) （3）に該当しデータ提出加算を算定できなくなった場合は、データ提出加算に係る施設基準を満たさなくなった日の属する月の翌月から起算して 1 年に限り、急

性期一般入院料 6、地域一般入院料 3 又は療養病棟入院料 2 について、データ提出加算に係る届出を行っているものとみなすことができる。

- (5) データ提出等に関する連絡は、1 (1) ③のデータ提出事務連絡を含め様式 40 の 5 にて登録された連絡担当者へ保険局医療課担当者又は D P C 調査事務局より、原則、電子メールにて送信されるため、確認漏れのないよう注意すること。

事 務 連 絡
令和 6 年 4 月 30 日

各地方厚生（支）局医療課 御中

厚生労働省保険局医療課

令和 6 年度における外来データ提出加算等の取扱いについて

外来医療等におけるデータ提出に係る評価として令和 6 年度診療報酬改定においては、区分番号「B 0 0 1－3」生活習慣病管理料（Ⅰ）の注 4 及び「B 0 0 1－3－3」生活習慣病管理料（Ⅱ）の注 4 に規定する外来データ提出加算、区分番号「C 0 0 2」在宅時医学総合管理料の注 13、区分番号「C 0 0 2－2」施設入居時等医学総合管理料の注 7、区分番号「C 0 0 3」在宅がん医療総合診療料の注 7 に規定する在宅データ提出加算、区分番号「H 0 0 0」心大血管疾患リハビリテーション料の注 6、区分番号「H 0 0 1」脳血管疾患等リハビリテーション料の注 8、区分番号「H 0 0 1－2」廃用症候群リハビリテーション料の注 8、区分番号「H 0 0 2」運動器リハビリテーション料の注 8、区分番号「H 0 0 3」呼吸器リハビリテーション料の注 6 に規定するリハビリテーションデータ提出加算（以下「外来データ提出加算等」という。）については、「特掲診療料の施設基準等及びその届出に関する手続きの取扱いについて（令和 6 年 3 月 5 日付け保医発 0305 第 6 号。以下「施設基準通知」という。）（※）」にその手続きの取扱いについて、お示しているところですが、令和 6 年度における外来データ提出加算等に係る具体的な手続き等の取扱いは下記のとおりとしますので、貴管下の保険医療機関等の関係者に周知いただきますようお願いいたします。

※ 診療報酬改定の施行時期見直しのため、「基本診療料の施設基準等及びその届出に関する手続きの取扱いについて」は、令和 6 年 5 月 31 日までは旧通知（令和 4 年 3 月 4 日付け保医発 0304 第 3 号）が適用されますので、ご注意ください。

記

1 外来データ提出加算等の届出を希望する保険医療機関の手続きについて

（1）必要な届出等の流れについて

- ① 当該保険医療機関は、施設基準通知に定める様式 7 の 10 を、令和 6 年 5 月 20 日、8 月 20 日、11 月 20 日又は令和 7 年 2 月 20 日までに地方厚生（支）局医療課長を経由して厚生労働省保険局医療課長に届け出ること。なお、複数の外来データ提出加算等の届出を希望する場合は、該当する項目にチェックし届け出ること。

- ② 様式 7 の 10 の届出を行った保険医療機関は、当該届出の期限となっている月の翌月から起算して 2 月分（当該届出の期限が令和 7 年 2 月 20 日である場合のみ、当該届出の期限となっている月を含む 2 月分）の試行データを作成し、外来医療等調査事務局に提出すること。なお、厚生労働省保険局医療課（以下「保険局医療課」という。）が様式 7 の 10 を受領した後、外来医療等調査事務局より試行データ作成に係る案内を電子メールにて送信するので、これに従って試行データを作成すること。
- ③ 保険局医療課は、外来医療等調査事務局に提出された試行データが適切に作成及び提出されていることを確認した場合は、データ提出の実績が認められた保険医療機関として、保険局医療課からの事務連絡（以下「データ提出事務連絡」という。）を当該医療機関の担当者あてに外来医療等調査事務局から電子メールにて送信する。あわせて、地方厚生（支）局医療課長等あてにデータ提出の実績が認められた保険医療機関を通知するとともに、当該通知を厚生労働省のホームページへ公表する。
- ④ データ提出事務連絡を受けた保険医療機関は、施設基準通知に定める様式 7 の 11 を用いて地方厚生（支）局に届出を行うことで、外来データ提出加算等を算定することができる。なお、複数の外来データ提出加算等について届出を行う場合は、該当する項目にチェックし届け出ること。
- ⑤ 様式 7 の 11 の届出を行った保険医療機関は、算定が開始される月の属する四半期（※）からデータを作成（以下「本データ」という。）し、「外来医療、在宅医療、リハビリテーション医療の影響評価に係る調査」実施説明資料（以下「調査実施説明資料」という。）において指定する期日及び方法により、外来医療等調査事務局に提出すること。
- （※）第一四半期は診療報酬改定の施行月を除く 2 月分であり、第二四半期は診療報酬改定の施行月を含む 4 月分となるため留意すること。なお、令和 6 年度の様式 7 の 11 の受理日及び作成すべきデータの関係については以下のとおり例示を示す。特に初回の届出となっている 5 月 31 日までに様式 7 の 11 が受理された場合についての作成すべきデータの扱いについては上記の限りではないため留意すること。

様式 7 の 11 受理日	算定 開始月	本データ作成 開始四半期	オンラインによる提出期限
～ 5 月 31 日（金）	6 月～	4 月、5 月	令和 6 年 7 月 18 日（木） 12 時 00 分 00 秒まで ※配送の場合：7 月 17 日（水）
～ 6 月 3 日（月）	6 月～	6 月～9 月分	令和 6 年 10 月 17 日（木） 12 時 00 分 00 秒まで
～ 7 月 1 日（月）	7 月～		

～8月1日（木）	8月～		※配送の場合：10月16日（水）
～9月2日（月）	9月～		
～10月1日（火）	10月～	10月～12月分	令和7年1月16日（木）12時00分00秒まで ※配送の場合：1月15日（水）
～11月1日（金）	11月～		
～12月2日（月）	12月～		
～1月6日（月）	1月～	1月～3月分	令和7年4月17日（木）12時00分00秒まで ※配送の場合：4月16日（水）
～2月3日（月）	2月～		
～3月3日（月）	3月～		

※作成するデータは、受理日で判断することに留意すること。

（2）試行データの作成及び提出方法について

本データに準じた取扱いとするため、提出用データの作成及び提出方法については、調査実施説明資料をよく参照すること。また、試行データの作成対象月及び提出に係るスケジュール等を以下の表にまとめたので、併せて参照すること。

	様式7の10 届出期限	試行データ 作成対象月	オンラインによる 試行データ提出期限
第1回目	5月20日	6月、7月	令和6年8月22日（木）12時00分00秒まで ※配送の場合：8月21日（水）
第2回目	8月20日	9月、10月	令和6年11月21日（木）12時00分00秒まで ※配送の場合：11月20日（水）
第3回目	11月20日	12月、1月	令和7年2月20日（木）12時00分00秒まで ※配送の場合：2月19日（水）
第4回目	2月20日	2月、3月	令和7年4月17日（木）12時00分00秒まで ※配送の場合：4月16日（水）

※ 第4回目の試行データのみ、作成対象月が様式7の10届出期限の月を含めた2月分になっていることに注意すること。

（3）本データの作成及び提出方法について

本データの作成等は、保険局医療課が、様式7の11を受理した後、外来医療等調査事務局から本データ作成等に関する案内が電子メールにて配信されるため、当該連絡に従い本データを作成すること。その際の作成及び提出方法については、調査実施説明資料をよく参照すること。なお、「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について」（令和6年3月5日付け保医発0305第4号）に定めるとおり、データの提出を行っていない場合又はデータの提出（データの再照会に係る提出も含む。）に遅延等が認められた場合、当該月の翌々月以降について、算定できなくなるため、十分注意すること。なお、遅延等とは調査実施説明資料に定められた期限までに、外来医療等調査事務局宛に当該医療機関のデータが提出されていない場合（提出時刻が確認できない手段等、調査実施説明資料に定められた提出方法以外の方法で提出された場合を含む。）、提出されたデータが調査実施説明資料に定められたデータ

と異なる内容であった場合（データが格納されていない空の媒体が提出された場合を含む。）をいう。

2 その他留意事項等について

（１） 様式の提出先については、以下のとおりであること。

①「様式 7 の 10」

保険医療機関の所在地を管轄する地方厚生（支）局医療課

②「様式 7 の 11」

保険医療機関の所在地を管轄する地方厚生（支）局各都府県事務所又は指導監査課

③「様式 7 の 12」

保険医療機関の所在地を管轄する地方厚生（支）局医療課

（２） 令和 6 年度診療報酬改定の施行は令和 6 年 6 月 1 日となるが、5 月 20 日までの届出についても新様式での提出とする。ただし、既に提出の場合は旧様式での受付も可とするが、旧様式で様式 7 の 10 の届出を行う場合は、1 加算につき 1 届出とし、表題において届出を行う外来データ提出加算等の種別を判読できるようにすること。

（３） 外来データ提出加算等に係る施設基準は、様式 7 の 10 の届出時点で満たすことは必須ではなく、様式 7 の 11 の届出時点で満たしていれば良いこと。

（４） 当該調査年度において、データの提出に遅延等が累積して 3 回認められた場合には、3 回目の遅延等が認められた日の属する月に速やかに変更の届出（様式 7 の 12 の提出）を行うこととし、当該変更の届出を行った日の属する月の翌月から外来データ提出加算等が算定できなくなること。なお、「遅延等」の考え方は 1 の（３）と同様である。

（５） データ提出等に関する連絡は、1（１）③のデータ提出事務連絡を含め様式 7 の 10 にて登録された連絡担当者へ保険局医療課担当者又は外来医療等調査事務局より、原則、電子メールにて送信されるため、確認漏れのないよう注意すること。

（６） 外来医療等調査事務局メールアドレス support@gairai.jp

当日 16：30 までに問い合わせのあった質問については、基本的には当日中に返信する（土日、祝日及び年末年始を除く）。